

一般社団法人日本車いすテニス協会  
委員会規程 2024.4.1 改定版

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本車いすテニス協会（以下「当法人」という。）定款第37条及び第38条に基づき、委員会の任務、構成及び運営に必要な事項を定めるものとする

第2条（委員会の設置）

定款第38条に従い、会長直下機関として特別委員会、独立機関として専門委員会を置く。

1 特別委員会は、以下とする

- (1) JWTA インテグリティ委員会
- (2) アスリート委員会
- (3) 役員候補者選考委員会

2 専門委員会は、以下とする

- (1) 選考委員会
- (2) アンチ・ドーピング委員会

第3条（委員会の所管業務）

各委員会の所管業務は次のとおりとする

1 特別委員会

(1) JWTA インテグリティ委員会

- ① JWTA コンプライアンス規程の第8条第2項に関わる事項
- ② スポーツ団体ガバナンスコードの遵守に関わる事項
- ③ 上記の遵守状況の自己説明と公表
- ④ 不祥事案件の調査、是正
- ⑤ 上記のほかに、コンプライアンス、ガバナンスに関する事項について、理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じること

(2) アスリート委員会

- ① アンチ・ドーピング及びクラス分けの教育や啓発に関する事項
- ② 競技・強化環境の改善や整備に関する事項
- ③ パラリンピックムーブメントの推進活動に関する事項
- ④ ジュニアのサポート環境の整備・改善に関する事項
- ⑤ 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資する事項
- ⑥ 選手のセカンドキャリアの支援に関する事項
- ⑦ 選手のコンプライアンス啓発に関する事項
- ⑧ 車いすテニス競技の社会的役割や価値の向上に寄与する事項
- ⑨ 当法人主催事業に協力し車いすテニス競技の普及発展に寄与する事項
- ⑩ JPC アスリート委員会との協力・連携に関する事項

⑪その他、選手活動に関する事項

(3) 役員候補者選考委員会

①定款第4章第23条に定める理事及び監事の候補者選任に関して必要な事項

2 専門委員会

(1) 選考委員会

① 車いすテニス競技に関する国際競技大会等に対する代表参加者の選考基準についての事項

② パラリンピック、アジアパラ競技会、ワールドチームカップ等の代表選手団編成についての事項

③ 上記について、ステークホルダーへの周知に関する事項

④ 当法人の選手選考決定に対する不服申し立てについて、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁による解決についての事項

⑤ 上記のほかに、選手の海外派遣等の選考に関する事項について、理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じること

(2) アンチ・ドーピング委員会

① 当法人におけるアンチ・ドーピング事業遂行に関わる事項

② 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)との連携

③ スポーツ団体ガバナンスコードの遵守に関わる事項

④ アンチ・ドーピングの理念やルール理解・実践等、教育啓発・情報提供

⑤ より効果的、効率的に活動展開するための情報収集に関わる事項

第4条 (選任)

1 各委員会に次の委員を置く

委員長 1名

副委員長 必要に応じて1名ないし2名

委員 12名以内

2 委員は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する

3 各委員会の委員長および副委員長は、各委員会での互選により決定する。ただし、委員長は外部有識者または外部理事とする

第5条 (任期)

委員の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、役員候補者選考委員会においては当該委員会規程第2条の定めるところによるものとする

第6条 (職務)

1 委員長は、各委員会の業務の範囲内において会長からの委嘱に基づき、職務を執行する

2 副委員長は、委員長の職務執行を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する

3 委員は、委員長及び副委員長の職務執行を補助する

#### 第7条（委員会の運営）

- 1 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。但し、委員長が招集できない時は、副委員長がその任を負う
- 2 前項の招集通知は、当該委員会の委員の他、当法人理事及び事務局に対しても行うものとする
- 3 委員会は、原則として非公開とする

#### 第8条（定足数及び決議）

- 1 委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う
- 2 前項の決議が、可否同数の場合には、議長によって決議の可否を決定する
- 3 書面又は電磁的記録による委員会の場合、定款第35条にある書面又は電磁的記録による理事会の決議と同様に、委員全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があった場合は、委員会の決議があったものとみなす

#### 第9条（理事及び事務局員の出席）

当法人理事及び事務局員は、委員会に出席し、意見を述べることができる

#### 第10条（参考人の出席）

委員長が必要と認めるとき、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる

#### 第11条（記録）

委員会の議事については、議事の内容が分かる程度に記録し、記録者が記名捺印することで足りる

#### 第12条（部会）

各委員会は、理事会の決議を経て部会を設けることができる

#### 第13条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による

#### 附則

(I)本規程は、2019年6月15日から施行する

(II)本改定版は、2019年7月18日から施行する

(III)本改定版は、2022年6月1日から施行する

(IV)本改定版は、2023年2月14日から施行する

(V)本改定版は、2023年7月24日から施行する

(VI)本改定版は、2024年4月1日から施行する